

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城大学(以下「本学」という。)に在籍する学生、研究生、その他本学が受け入れる研究員、研修員等(以下「学生等」という。)の発明等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における「発明等」の意義は、国立大学法人茨城大学職務発明規程(平成16年規程第15号。以下「発明規程」という。)第2条第1号の規定による。

(共同発明等の取扱い)

第3条 本学の教職員と学生等との共同による発明等については、発明規程の定めるところによる。
2 卒業研究及び学位論文(博士課程を経ない論文提出による学位の授与申請を除く。)に基づく発明等は、本学教職員と学生の共同による発明等とみなす。

(単独発明の取扱い)

第4条 学生等が単独で行った発明等(以下「単独発明」という。)の取り扱いについては、本学が一定の寄与(指導教員の助言、施設・設備等の使用)をしていると当該学生等の指導教員等が認めるときは、当該学生等は、発明規程第4条に規定する発明等届出書を所属する学部長又は研究科長(以下「学部長等」という。)を経由して学長に届け出るものとする。

(発明等の審議・決定)

第5条 前条の規定による届出があったときは、発明規程第5条の規定を準用する。

(譲渡書の提出)

第6条 前条の規定により本学が発明等の権利を承継する旨の通知を受けた学生等は、発明規程第6条に規定する権利譲渡書及びその他必要な書類を学部長等を経由して学長に速やかに提出しなければならない。

(補償金の支払い)

第7条 学生等に対する補償金については、発明規程第10条の規定を準用する。

(卒業後の補償)

第8条 前条の補償金を受ける権利は、当該学生等が卒業又は修了した後においても存続するものとする。

(秘密の保持)

第9条 発明等を行った学生等は、当該発明等の内容等について、必要な期間中その秘密を遵守しなければならない。

(準用)

第10条 この規程は、他の大学の大学院の学生で、本学(大学院の研究科)において研究指導を受ける者の発明等に関し準用する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学生等の発明等について必要な事項は、発明規程第13条に規定する発明審査委員会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月20日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前における教職員と学生との共同による発明等で本学が承継したものについては、この規程を適用する。

附 則

この規程は、平成18年7月20日から施行し、平成18年4月20日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年10月26日から施行する。

参考

学生の発明取扱い

[別紙参照]

学 生 の 発 明 取 扱 い

